



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・4件（文化振興課）…………… 1

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・2件（会計課）…………… 3

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 4

告 示

沖縄県告示第188号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和2年沖縄県告示第214号で同意の認定をした浦添加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和6年4月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第189号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和6年4月16日

沖縄県文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和6年5月21日から同年6月23日まで
- 4 観覧料の額
令和6年度博物館企画展「新収蔵品展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	600円	480円
	大学生及び高校生	400円	320円
	中学生及び小学生	無料	無料

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をい

う。

沖縄県告示第190号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和6年4月16日

沖縄県文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和6年10月1日から同年12月1日まで
- 4 観覧料の額
令和6年度博物館特別展「芭蕉布展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,200円	960円
	大学生及び高校生	800円	640円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第191号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和6年4月16日

沖縄県文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和6年11月1日から令和7年1月13日まで
- 4 観覧料の額
令和6年度美術館企画展「「みる・はなす・かんがえる」展覧会」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,200円	960円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	400円	320円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第192号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和6年4月16日

沖縄県文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和6年12月20日から令和7年2月24日まで
- 4 観覧料の額
令和6年度博物館企画展「琉球列島 地質・化石展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	700円	560円
	中学生及び小学生	400円	320円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年4月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県財務会計システム再構築業務（ハードウェア・ソフトウェア等賃貸借業務） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和6年2月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄県財務会計システム共同企業体 代表者 富士通Japan株式会社沖縄公共ビジネス部 那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 契約金額 186,319,606円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年4月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県財務会計システム再構築業務（運用管理支援等業務委託） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和6年3月28日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄県財務会計システム共同企業体 代表者 富士通 J a p a n 株式会社沖縄公共ビジネス部 那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 契約金額 307,033,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第9号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月16日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4の6級の項及び7級の項中「室長」を「室長、病院管理監」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月16日から施行し、改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074
--

印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
